

議 事 日 程

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|-------|--------|------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 承認第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 5 | 議案第 1号 | 令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第10号） |

令和4年第1回

遠軽町議会臨時会会議録（第1号）

令和4年1月31日（月）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 町長の提出案件要旨説明
日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
日程第 5 議案第 1号 令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第10号）
-

◎出席議員（13名）

- | | | | | |
|----|-----|---------|-----|---------|
| 議長 | 16番 | 杉本 信一 君 | 15番 | 竹中 裕志 君 |
| | 1番 | 白幡 隆一 君 | 2番 | 秋元 直樹 君 |
| | 3番 | 黒坂 貴行 君 | 4番 | 阿部 君枝 君 |
| | 6番 | 戸松 恵子 君 | 8番 | 佐藤 昇 君 |
| | 9番 | 佐藤 登 君 | 10番 | 山谷 敬二 君 |
| | 11番 | 前島 英樹 君 | 13番 | 渡辺 清夏 君 |
| | 14番 | 今村 則康 君 | | |
-

◎欠席議員（3名）

- | | | | |
|-----|---------|----|--------|
| 5番 | 渡部 正騎 君 | 7番 | 山本 悟 君 |
| 12番 | 佐藤 和徳 君 | | |
-

◎列席者

- | | | | |
|--------|----------|-------|---------|
| 町 長 | 佐々木 修一 君 | 教 育 長 | 河原 英男 君 |
| 代表監査委員 | 村瀬 光明 君 | | |
-

◎説明員

- | | | | |
|---------|---------|-----------|---------|
| 副 町 長 | 舟木 淳次 君 | 総 務 部 長 | 佐藤 祐治 君 |
| 経 済 部 長 | 澤口 浩幸 君 | 経 済 部 技 監 | 内野 清一 君 |
| 総 務 課 長 | 鈴木 浩 君 | 財 政 課 長 | 堀嶋 英俊 君 |

子育て支援課長	太田貴幸君	商工観光課長	長原裕一君
生田原総合支所長	今泉郁夫君	丸瀬布総合支所長	加藤政勝君
白滝総合支所長	鴻上栄治君	会計管理者	伯谷和昭君
企画課主幹	中原誉君	教育部長	大貫雅英君
総務課長	村上裕和君	監査委員事務局長	奥山隆男君

◎議会議務局職員出席者

事務局長	小野寺正彦君	事務局参事	岩井誠志君
事務局係長	田中郁美君		

◎開会宣告

○議長（杉本信一君） 本日をもって招集されました令和4年第1回遠軽町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（杉本信一君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（小野寺正彦君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、13人であります。

なお、5番渡部議員、山本議員、12番佐藤議員より欠席の届出があります。

本日の列席者は、佐々木町長、河原教育長、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の令和3年度例月出納検査の結果、議長の執務及び閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

次に、本臨時会の日程は、第5までとなっております。

以上で、報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、戸松議員、13番渡辺議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（杉本信一君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

秋元議会運営委員長。

○2番（秋元直樹君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました令和4年第1回遠軽町議会臨時会の会期につきましては、本日午前9時30分から議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日1日間と決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（杉本信一君） お諮りします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

◎日程第3 町長の提出案件要旨説明

○議長（杉本信一君） 日程第3 町長の提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

令和4年第1回遠軽町議会臨時会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集いただき、厚くお礼申し上げます。

本議会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

承認第1号専決処分の承認を求めることについては、国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」により、緊急に補正予算の必要が生じたため、令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）を専決処分しましたので、議会の承認を求めます。

次に、議案第1号令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第10号）の主なものについて御説明申し上げます。

歳入については、国庫支出金、繰越金及び町債を補正し、歳出については、ふるさと納税寄附額の増加に伴う必要経費、新型コロナウイルス感染症対策事業として、経済的に大きな影響を受けている飲食店舗等に対する特定店舗継続支援金及び様々な困難に直面する世帯に対する住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付に係る経費、保育士等処遇改善臨時特例交付金、ロックバレースキー場電気設備改修工事並びに小中学校のGIGAスクール構想に係る指導者用端末機器の備品購入費を計上したところです。

以上が、本議会に提案をいたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第4 承認第1号

○議長（杉本信一君） 日程第4 承認第1号専決処分の承認を求めるとしてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堀嶋財政課長。

○財政課長（堀嶋英俊君） 承認第1号専決処分の承認を求めるとして説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第5号につきましては、国における「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」により、緊急に補正予算の必要が生じたため、令和3年12月20日に専決処分したものです。

次のページをお開き願います。

令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を205億9,062万円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

15款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に1億3,000万円を追加し、総額を20億9,728万4,000円としたものです。

これにより、歳入合計204億6,062万円に1億3,000万円を追加し、総額を205億9,062万円としたものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

3款民生費につきましては、2項児童福祉費に1億3,000万円を追加し、総額を32億7,957万円としたものです。

これにより、歳出合計204億6,062万円に1億3,000万円を追加し、総額を歳入歳出同額の205億9,062万円としたものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費、子育て世帯等臨時特別支援事業1億3,000万円は、子育て世帯等臨時特別給付金について、補正予算（第8号）にて計上した先行分の給付金1人当たり5万円分に加えて、残りの5万円を合わせた一括10万円での支給を行うこととし、いわゆるプッシュ型での支給を12月中に行うため、残りの5万円分について、対象2,600人分の給付金1億3,000万円を追加したものです。

なお、給付金の支給は、プッシュ型支給の児童手当対象児童等分を12月30日に支給し、また、申請が必要となる方の分については、現在、順次申請を受け付け、支給を行っています。

次に、歳入について説明いたします。

6 ページをお開き願います。

15 款国庫支出金 2 項国庫補助金 2 目民生費国庫補助金 1 億 3,000 万円につきましては、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の追加です。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

質疑は、第 1 表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の 3、歳出より、各款ごとに行います。

3 款民生費、8 ページ、9 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

15 款国庫支出金、6 ページ、7 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） これをもって、承認第 1 号の質疑を終わります。

これより、承認第 1 号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第 5 議案第 1 号

○議長（杉本信一君） 日程第 5 議案第 1 号令和 3 年度遠軽町一般会計補正予算（第 10 号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

堀嶋財政課長。

○財政課長（堀嶋英俊君） 議案第 1 号令和 3 年度遠軽町一般会計補正予算（第 10 号）について説明いたします。

令和 3 年度遠軽町一般会計補正予算（第 10 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4 億 5,951 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 210 億 5,013 万 1,000 円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

繰越明許費は、「第 2 表繰越明許費」により説明いたします。

地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

15 款国庫支出金につきましては、2 項国庫補助金に 4 億 1,333 万 7,000 円を追加し、総額を 25 億 1,062 万 1,000 円とするものです。

20款繰越金につきましては、1項繰越金に1,617万4,000円を追加し、総額を3億6,816万4,000円とするものです。

22款町債につきましては、1項町債に3,000万円を追加し、総額を60億7,520万円とするものです。

これにより、歳入合計205億9,062万円に4億5,951万1,000円を追加し、総額を210億5,013万1,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に4億2,066万9,000円を追加し、総額を72億2,415万8,000円とするものです。

3款民生費につきましては、2項児童福祉費に608万8,000円を追加し、総額を32億8,565万8,000円とするものです。

7款商工費につきましては、1項商工費に3,000万円を追加し、総額を9億7,520万8,000円とするものです。

10款教育費につきましては、2項小学校費に130万2,000円を追加、3項中学校費に145万2,000円を追加し、総額を11億6,540万5,000円とするものです。

これより、歳出合計205億9,062万円に4億5,951万1,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の210億5,013万1,000円とするものです。

次に、第2表繰越明許費について説明いたします。

繰越明許費につきましては、2款総務費1項総務管理費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業503万5,000円。3款民生費2項児童福祉費、保育士等処遇改善臨時特例事業480万2,000円。7款商工費1項商工費、ロックバレースキー場電気設備改修事業3,000万円について、翌年度に繰り越して使用することができる経費とするものです。

次に、第3表地方債補正について説明いたします。

次のページをお開き願います。

地方債の変更につきましては、道の駅整備事業の限度額を4億7,400万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

10ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費6目企画費、ふるさと納税促進事業1,465万7,000円につきましては、ふるさと納税の寄附額、件数の増加により、補正予算（第7号）にて必要な経費を追加したところですが、さらに寄附額、件数が増える見込みとなったため、必要な経費として、ふるさと納税返礼品用の報償費761万7,000円、返礼品発送等に

係る通信運搬費 360万8,000円、ふるさと納税サイト利用等に係る手数料18万1,000円、ふるさと納税受付等業務委託料325万1,000円を、それぞれ追加するものです。

16目新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策事業2,000万円につきましては、長引く感染症の影響で経済的に大きな影響を受けている飲食店事業、酒類卸売事業及び交通事業の事業継続を支援する特定店舗継続支援金を支給するため、支援金1,995万円及び事務費として、通信運搬費5万円を計上するものです。

飲食店舗は1店舗につき10万円、19時以降開店店舗については5万円を上乗せして支給、酒類卸売事業及び交通事業については、売上げの規模及び売上げ減少率に応じて最大100万円の支援金を支給するものです。

住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業3億8,601万2,000円につきましては、国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策により、住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対し、1世帯当たり10万円の臨時特別給付金を支給するもので、必要な経費として、職員手当等157万7,000円、消耗品費16万1,000円、印刷製本費38万8,000円、通信運搬費111万3,000円、手数料132万1,000円、総合行政情報システム改修業務委託料145万2,000円、臨時特別給付金は、3,800世帯分の3億8,000万円を計上するものです。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費、子ども・子育て支援事業608万8,000円につきましては、国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、保育士、幼稚園教諭等を対象に、2月から収入を3%程度引き上げるための措置として、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提とする保育士等処遇改善臨時特例交付金が新たに設けられたことから、町内三つの認定こども園に対する交付金602万4,000円及び事務費として、消耗品6万4,000円を計上するものです。

7款商工費1項商工費4目観光施設費、道の駅遠軽森のオホーツク管理事業3,000万円につきましては、ロックバレースキー場の電気設備について、リフトの稼働中同時に人工降雪用の給水ポンプを使用することができるよう、電気設備改修工事に必要な経費を計上するものです。

10款教育費2項小学校費2目教育振興費、小学校備品購入事業130万2,000円につきましては、GIGAスクール構想による学校のICTを活用した授業環境高度化のため、指導者用端末機を購入する経費を追加するものです。

3項中学校費2目教育振興費、中学校備品購入事業145万2,000円につきましても同様に、指導者用端末機器を購入する経費を追加するものです。

次に、歳入について説明いたします。

8ページをお開き願います。

15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,000万円、住民税非課税世帯等臨時特別給付

金事業費補助金3億8,601万2,000円の追加。

2目民生費国庫補助金608万8,000円につきましては、保育士等処遇改善臨時特例交付金の追加。

6目教育費国庫補助金123万7,000円につきましては、公立学校情報機器整備費補助金の追加です。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金1,617万4,000円につきましては、前年度繰越金の追加です。

22款町債1項町債4目商工債3,000万円につきましては、道の駅整備事業債の追加です。

なお、工事に関する概要につきましては、別添の補正予算に関する資料により、担当から説明いたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 長原商工観光課長。

○商工観光課長（長原裕一君） 令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第10号）に関する資料について御説明をいたします。

お手元の資料をお開き願います。

工事名は、ロックバレースキー場電気設備改修工事で、現在は、リフトと送水ポンプは、容量不足により同時稼動ができないため、図面のやや中央に位置しますキュービクル内の変圧器の容量を増量するための電気設備改修工事を行うものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、10ページ、11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 3款民生費、12ページ、13ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 7款商工費、14ページ、15ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 10款教育費、16ページから19ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

15款国庫支出金、8ページ、9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 20款繰越金、8ページ、9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 22款町債、8ページ、9ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、第2表繰越明許費、3ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、第3表地方債補正、4ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（杉本信一君） 以上をもって、本臨時会の会議に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で、令和4年第1回遠軽町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時23分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杉本 信一

署名議員 戸松 恵子

署名議員 渡辺 清夏